

修学旅行の実施に係るさまざまな対応について

《出発日までの対応》

1 修学旅行が中止となるケース

- (1) 参加希望者数が基準に満たない場合（資料 2 参照）
- (2) 出発日の時点で学校全体が臨時休業中の場合（資料 2 参照）

臨時休業について（千葉県教育委員会のガイドラインより抜粋）

学校関係者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間、学校全体において臨時休業を行う。

- (3) 国の緊急事態宣言や県独自の移動制限要請などがあった場合

2 修学旅行は実施されるが、参加ができなくなるケース

- (1) 出発日に発熱や風邪症状がある場合（資料 3-事例①）
- (2) 出発日の時点で同居家族が PCR 検査を受け、その結果が出ていない場合
または、家族が陽性となり濃厚接触者に特定された場合
- (3) 新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者に特定され、出発日までに保健所の指示による隔離期間が終了しない場合

3 キャンセル料の負担について（キャンセル料の詳細は東日観光資料を参照）

上記の 1 及び 2 のケース共に、キャンセル料は保護者負担となります。

《旅行中の対応》（資料 3-事例②③）

1 旅行先での保護者引き渡しが必要となるケース

- (1) 旅行先で新型コロナウイルスに感染した場合。
保健所からの帰宅許可が出るまで現地で治療。
- (2) 旅行先で新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合。
保健所の指示に従って対応する。（治癒後、全体に合流？）

※保護者の現地までの交通費・現地での滞在費、治療費等が必要となる可能性あり。
→旅行保険の適用について（東日観光資料参照）

2 旅行先で発熱や風邪症状が出た（PCR 検査の必要がない）場合

症状が改善されるまで別行動（ホテル待機等）。 治癒後、全体に合流。

3 特殊なケース（資料 3-事例②）

《その他》

- 1 出発の 30 日以前に修学旅行中止の判断をした場合に発生する、3,750 円の「企画料金」については、県が負担することを検討しています。
- 2 修学旅行に不参加の場合は、学校に登校して学習を行います。

今後の予定

1 1 月 2 日 (月)	修学旅行参加承諾書 配付
1 1 月 13 日 (金)	修学旅行参加承諾書 提出期限
1 1 月 18 日 (水)	修学旅行実施の最終決定
1 2 月 17 日 (木)	結団式、荷物発送
1 2 月 18 日 (金)	代休日
1 2 月 19 日 (土)	修学旅行 出発日
1 2 月 22 日 (火)	修学旅行 最終日
1 2 月 23 日 (水)	<u>代休日</u>
1 2 月 24 日 (木) ~	冬季休業